

# ご案内 軽自動車税の税率改正のお知らせ



国および地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率が変更になります。  
また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について経年重課税率が導入されます。

## ◆原動機付自転車・バイク・トラクター・フォークリフトなど

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー 50cc以下	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車 農耕作業用		1,600円	2,400円
小型特殊自動車 その他(フォークリフト等)		4,700円	5,900円

## ◆三輪・四輪の軽自動車

車種区分		税率(年額)			
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(現行税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新規税率)	最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課税率)	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
営業用		3,000円	3,800円	4,500円	

- 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両から新規税率が適用されます。
- 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査後13年まで現行税率のままです。
- 平成14年12月31日以前に最初の新規検査を受けた車両(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ハイブリッド軽自動車及び被けん引車を除く)は、平成28年度から、経年重課の税率が適用になります。
- 中古で購入した車両であっても、最初の新規検査から13年を経過すると経年重課の税率が適用になります。



軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者などに課税されます。バイク、小型特殊自動車(耕運機等)などを使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。  
軽自動車税は、普通車などの自動車税と異なり、月割で課税する制度ではないので、4月2日以降に廃車や名義変更をしたとしても、1年分の税金が課税されますので、手続きが済んでいない人は、早急に手続きをお願いします。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なりますので、ご注意ください。

### 軽自動車税

●4月1日現在の所有者などに課税されます  
軽自動車・バイク・耕運機などの  
廃車・変更の手続きはお早めに

- ▼手続き・問合せ先
- 吉岡町のナンバーが付いた125cc以下のバイク、小型特殊自動車  
財務課 税務室  
☎26・2237 (直通)
- 軽二輪(125cc超250cc以下)  
群馬県自動車整備振興会  
☎050・5540・2021 (音声案内)
- 二輪の小型自動車(250cc超)  
関東運輸局群馬運輸支局  
☎050・5540・2021 (音声案内)
- 軽四輪  
軽自動車協会群馬事務所  
☎050・3816・3109 (音声案内)

今月の納税

国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限3月31日

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

3月31日(木)までに済ませましょう

自動車の廃車・変更の手続きはお早めに

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税となる県税です。

次の場合は、**3月31日(木)**までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

▼手続きが必要な場合

- ① 自動車を売った、または下取りに出した
- ② 自動車を廃車した
- ③ 住所、氏名を変更した

⚠️ **手続きをしないと…**

既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかつたりするなど、トラブルの原因になります。

**\* 自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きを行ってください。**

**\* 手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるか確認してください。**

▼その他

普通自動車で一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の発送先を変更できます。詳しくは県のホームページ

(<http://www.pref.gunma.jp/>)にアクセスし、検索キ

ーワード「自動車をお持ちで住所を変更された方へ」で検索してください。

※軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。

▼問合せ先

● **自動車税について**

県自動車税事務所

☎ 027・263・4343

渋川行政県税事務所

☎ 22・4050

または各県税事務所および行政県税事務所

● **登録について**

関東運輸局群馬運輸支局

☎ 050・5540・2021

固定資産を所有する皆さまへ

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

課税台帳の閲覧

平成28年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

▼ **縦覧・閲覧場所** 財務課税務室

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、適正な評価額であるかを判断するための制度です。

土地の納税者は土地、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

▼ **期間** 4月1日(金)～5月2日(日)の役場開庁時間内(平日

午前8時30分～午後5時15分)

▼ **価格等縦覧簿の記載内容**

町内の土地や家屋の評価額(※所有者の住所や氏名などの個人情報に記載されていません)

▼ **縦覧できる人** 納税者、納税者の委任を受けた人

▼ **持参するもの** 印鑑、委任を受けた人は委任状



課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

▼ **期間** 4月1日(金)～平成29年3月31日(金)の役場開庁時間内(平日午前8時30分～午後5時15分)

▼ **課税台帳の内容** 固定資産の価格と税額

▼ **閲覧できる人** 固定資産の所有者、納税管理人、賃借人、これらの人から委任を受けた人

▼ **持参するもの** 印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書

▼ **手数料** 縦覧期間内は無料  
それ以降は一枚300円

▼ **問合せ先** 財務課税務室

☎ 26・2237(直通)

## 再任・任命・退任 人権擁護委員の紹介

1月1日付けで、大貫ふた葉さん(大久保)、大谷修司さん(上野田)が、人権擁護委員に再任されました。

また同日付けで、後藤輝治さん(大久保)が、人権擁護委員に任命されました。

なお、石井洋子さん(大久保)が、退任となりました。長い間ご活躍いただき、ありがとうございました。

人権擁護委員の主な仕事は、地域の皆さまから人権に関する相談を受けたり、人権について広く関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりすることです。  
お気軽にご相談ください。

### ▼問合せ先

健康福祉課 福祉室  
☎ 26・2247(直通)

## 平成28年度も実施します 窓口時間延長サービス

仕事などのため、役場開庁時間内に来庁することが難しい人へのサービスとして、一部窓口業務の時間延長を実施しています。

▼日時 毎月第1・第3月曜日の午後6時まで(月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日になります。)

※毎月広報裏面のスケジュールカレンダーに掲載します。

▼実施窓口 町民生活課 町民サービス室

### ▼業務内容

戸籍・除籍謄抄本、その他戸籍証明書、住民票謄抄本、印鑑証明書、印鑑登録証交付、身分証明書などの諸証明

### ▼必要なもの

本人確認書類(写真付きの官公庁発行の身分証明書など)  
※印鑑証明書は印鑑登録証が必要。

### ▼問合せ先

町民生活課 町民サービス室  
☎ 26・2244(直通)

## 犬を飼う皆さまへ

## 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要となります。

町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。

※登録済みで注射を済ませていない人には注射通知書を送付しますのでご持参ください。

### 注射代金

●注射のみ 3,400円

[ 注射 2,850円、  
注射済票手数料 550円 ]

●新規 6,400円

[ 上記に加えて  
登録手数料 3,000円 ]

※愛犬の死亡・住所異動などの場合は届出が必要です。

### ▼届出・問合せ先

町民生活課 生活環境室  
☎ 26・2243(直通)

★都合のよい会場へお越しください。  
★会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。



実施日	実施会場	時間
4月9日 ⊕	小倉集会所	9:00~ 9:40
	小井堤町コミュニティセンター	9:50~10:10
	上野田集落センター	10:20~10:40
	吉岡町役場北駐車場	10:50~11:30
	木戸集落センター	11:40~12:00
	下八幡神社 陣場公会堂	13:10~13:30 13:40~14:00
4月23日 ⊕	吉岡町児童館	9:00~ 9:30
	大久保集落センター	9:45~10:10
	三津屋田端公会堂	10:20~10:40
	駒寄住民センター	10:50~11:10
	吉岡町消防団第二分団詰所	11:20~11:50
5月14日 ⊕	小倉集会所	9:00~ 9:30
	吉岡町役場北駐車場	9:30~10:10
	木戸集落センター	10:20~10:35
	大久保集落センター	10:50~11:05
	駒寄住民センター	11:15~11:30
	漆原文化センター	11:40~11:50

農振除外の申請は年に一度です  
申請受付は4月28日(金)まで



「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。

町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。

しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものにより、農用地区域からの計画変更(除外・編入)をすることが認められています。町では、年1回4月に受け付けています。期限内に申請してください。

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ除外はできません。

また、過去に除外をされ、現在農地転用をしていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても承認できないことがあります。

▼申請期間

4月1日(金)～28日(金)

役場開庁時間内(※平日午前8時30分～午後5時15分)

※受付期間外の申請は、受理できません。

▼受付問合せ先

産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

月額400円よりお得に

国民年金付加保険料のご案内



将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者など)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。

付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

なお、国民年金基金に加入している人や多段階階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。

▼国民年金の加入方法

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれ、加入手続きが異なります。

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の人など。加入手続きは自分で役場の国民年金担当窓口で行います。

第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている人。加入手続きは勤務先が行います。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の人。加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)  
波川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607

農地の  
保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地について、さまざまな被害が出ています。

雑草を放置しておく、火災・病虫害・交通事故などの発生要因となり大変危険です。

周囲の耕作地や住民に迷惑がかからないよう、除草などをして荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

問合せ先

農業委員会事務局 ☎26-2280

●付加保険料を5年納めると

400円 × 5年(60月) = 24,000円

●受け取る付加年金額

1年間 200円 × 5年(60月) = 12,000円

- ★年間12,000円が生涯上乘せ!
- ★2年間で支払った保険料と同額!